県環境エネルギー部自然保護課
令和７年９月１日時点

令和７年度青森県狩猟免許取得促進事業費補助金Ｑ＆Ａ

番号	項目	項
問１	狩猟免許取得促進事業費補助金とはどういったものか。	1
問２	具体的な補助対象内容や補助金額は。	1
問３	補助対象者となる条件は。	1
問４	中古の猟銃（散弾銃）も対象となるのか。	2
問５	狩猟免許の有効期限が切れており、再度取得する場合も対象となるか。	2
問６	一度廃銃した人が改めて銃の所持・購入する場合は対象となるか。	2
問７	申請期間や申請方法は。	2
問８	申請時に添付する書類は。	2
問９	狩猟者団体の会員となることを確約しないと補助は受けられないのか。	3
問 10	申請は個別に行うのか、まとめて行うのか。	4

問１　狩猟免許取得促進事業費補助金とはどのようなものか。

答１　ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にあり、人身被害の懸念も高まっている一方、狩猟者の高齢化等に伴い、有害鳥獣捕獲従事者の不足しています。

２　そのため、令和７年度に新たに狩猟免許を取得した方を対象に、有害鳥獣捕獲に従事する方を増やす取組として、①狩猟免許試験事前講習会受講料、②猟銃等取扱講習会（初心者講習）受講料、③猟銃等取得経費について補助金を交付することとしました。

問２　具体的な補助対象内容や補助金額は。

答１　①狩猟免許試験事前講習会については、その受講料（定額：８，５２０円）を補助します。

２　②猟銃等取扱講習会については、その受講料（定額：６，９００円）を補助します。

３　③猟銃等取得経費については、補助対象は銃砲店で購入した猟銃（散弾銃）、ガンロッカー、洗い矢、銃カバー、銃ケース、猟銃用スリングで、補助対象経費の実支出額から消費税を抜いた額の１/２又は１０万円のいずれか低い額を補助します。

４　なお、お住いの市町村等からも当該補助金を受領される場合は、市町村等補助金額を差し引いた額に対して、県の予算の範囲内で補助金を交付します。また、市町村と県からの補助金額合計が補助対象経費を上回らないよう調整します。

問３　補助対象者となる条件は。

答１　共通の交付要件として、以下の要件を定めています。

・申請時点で日本国籍を有し、かつ、青森県内に住所を有する方。
・（一社）青森県猟友会、（一社）新自由狩猟クラブ又はその他知事が認める団体（以下、「狩猟者団体」という。）の会員である方又は会員となることを確約する方。
・狩猟者団体が青森県内で行う有害鳥獣捕獲に従事している方又は従事することを確約する方。
・鳥獣保護管理法等関連法令の違反等不適切な行為を行わない方。

２　加えて、①狩猟免許事前講習会受講料補助については、令和７年度に狩猟免許事前講習会を受講し、狩猟免許試験を受験された方が対象となります。

３　②猟銃等取扱講習会（初心者講習）受講料補助については、令和７年度に第一種銃猟免許を取得し、猟銃等取扱講習会（初心者講習）を受講したうえで修了証明書の交付を受けた方が対象となります。

４　③猟銃等取得経費補助については、令和７年度に第一種銃猟免許を取得し、猟銃等取扱講習会（初心者講習）の修了証明書の交付を受け、初めて猟銃（散弾銃）を取得するために銃砲店から購入した方で、銃の所持許可証取得時点の年齢が満５９歳以下の方が対象となります。

問４　中古品等も補助対象となるのか。

答　銃砲店から購入したものであれば対象となりますが、個人売買されたものは対象外となります。

問５　狩猟免許の有効期限が切れており、再度取得する場合も対象となるか。

答　諸事情により狩猟免許の有効期限が切れ、再度狩猟免許等を取得する場合は、対象となります。

問６　一度廃銃した人が改めて銃の所持・購入する場合は対象となるか。

答　一度廃銃された方が申請される場合、猟銃等取得経費に係る補助は対象外となります。

問７　申請期間や申請方法は。

答１　令和７年９月　日（決裁日）から令和８年３月１３日（金）までを申し込み期間とします。

２　申請方法は青森県電子申請・届出システムを使用して申請していただきます。

（電子申請・届出システムＵＲＬ）

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18922

（ＱＲコード）

なお、電子申請による申請が難しい方は、自然保護課鳥獣対策グループまでお問合せください。（鳥獣対策グループ：０１７－７３４－９２５７）

問８　申請時に添付する書類は。

答　令和７年度青森県狩猟免許取得促進事業費補助金交付要綱で定める交付申請書に加え、補助対象経費を支出したことがわかる領収書の写し等の書類が必要となります。

【共通提出書類（必須提出物）】
①狩猟者団体の会員であることを証する書類又は入会確約書（第２号様式）
②有害鳥獣捕獲の従事者証又は市町村等からの委任状の写し、若しくは従事確約書（第３号様式）
③振込口座等申出書（第４号様式）
④補助対象経費に係る特定財源がある場合は、その内容がわかる資料

【狩猟免許試験事前講習会受講料を申請される方はこちらも提出】
①狩猟免許試験事前講習会受講料を支出したことを証する書類の写し（領収書の写し等）

【猟銃等取扱講習会(初心者講習)受講料を申請される方はこちらも提出】
①猟銃等取扱講習会修了証明書の写し
②猟銃等取扱講習会（初心者講習）受講料を支出したことを証する書類の写し（領収書の写し等）

【猟銃等取得経費を申請される方はこちらも提出】
①銃の所持許可証の写し
②別表１に定める補助対象経費を支出したことを証する書類の写し（領収書の写し等）

問９　狩猟者団体の会員となることを確約しないと補助は受けられないのか。

答　受けられません。
※　ニホンジカやイノシシ等の大型野生獣を有害鳥獣捕獲する従事者を増やすことを目的としており、わなの狩猟免許を取得し、個人で市町村の許可を受けて有害鳥獣捕獲に従事する場合、クマ等の錯誤捕獲や止め刺しにおける危険性が高く、狩猟者団体に属し、複数人で対応することが望ましいため、要件として定めています。

問１０　申請は個別に行うのか、まとめて行うのか。

答　個別に申請しても、まとめて申請してもどちらでも対応可能です。